

民営職業紹介

ひ

と

2022.7
No.

184

夏号



令和4年度 定時社員総会報告

令和4年度 優良民営職業紹介事業功労者および求職者に対する表彰報告

令和4年度 定時社員総会記念講演会「仲よきことは美しきかな」

令和4年 春の叙勲・褒章受章者お喜びの声

職業安定法改正に関するリーフレットが公表されました！

外国人材に関する最新情報

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会



Contents

- 3 **令和3年度定時社員総会報告**
 - 3 会長挨拶
 - 4 議案審議／報告事項
- 6 **令和4年度優良民営職業紹介事業
功労者・求職者表彰**
- 8 **定時社員総会記念講演会**
- 10 **令和4年 春の叙勲・褒章「受章おめでとうございます！」**
- 11 **職業安定法改正に関するリーフレットが公表されました！**
 - 12 リーフレット 「職業安定法 改正のポイント」
 - 13 リーフレット 「職業紹介事業の運営ルールが変わります」
 - 15 リーフレット 「職業紹介事業の許可基準が変わります」
- 16 **令和4年度適正化推進事業
「人材サービス総合サイトへの情報掲載」について**
- 17 **令和4年度「求人者相談支援事業」について**
- 18 **外国人材に関する最新情報**
- 20 **よくわかる職業紹介事業のQ&A**
- 22 **職業紹介士ネットワーク ～吉人財サービス株式会社～**
- 23 **雇用失業動向**
- 24 **新規入会事業所紹介**
- 26 **民紹協ニュース／編集後記**
- 27 **職業紹介責任者講習日程**

*「散歩道」は、今回お休みです。

※表紙写真は、第3回ひととしごと写真募集「優秀賞 白石葵氏(高校1年生)撮影の作品です。
「一瞬の我慢」:「叔母の働く病院で、子宮けいがんのワクチン接種をしている所を撮影しました。
お医者さんの真剣なまなざしを撮ることが出来ました。」

令和4年度定時社員総会

会長あいさつ

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝

本日は、令和4年度定時社員総会にご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。今回の総会は当協会としては初めてのことで、オンライン併用で開催することといたしました。本日ご参加の皆さま、また委任状をご提出いただきました皆さまには、日頃から民紹協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、会員事業者の皆さまにおかれましては、コロナ禍の影響により依然として厳しい経営環境におかれている方も多いのではないかと存じます。

こうした中、4月の完全失業率は2.5%、有効求人倍率は1.23倍と、コロナ前の水準に近づきつつあり、明るい兆しも出てきております。

また、3月以降の段階的な入国規制の緩和措置により、外国人材の入国が大幅に増加し、4月の入国者は1月の5倍を超える15万8千人となっております。

最近では、宿泊業や飲食サービス業でも新規求人が増えてきたという情報もあり、会員事業所におかれても、一日でも早くコロナ前の状況へ回復されることを期待して止みません。

ご案内のように、3月末に雇用仲介の改革による労働市場整備の一環として、改正職業安定法が成立いたしました。この改正に伴い、職業紹介事業者には、求人情報を的確に表示する義務が課せられることとなります。

具体的には、求人情報について広告するときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じな

ければなりません。これにより、求人者や求職者に対して、定期的に情報が最新であるかどうかを確認したり、いつの時点の情報であることを明示するなどの取組みが求められます。

また、求人情報を広告するときは、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしないようにする必要があります。例えば、関係会社が存在している場合に、実際に雇用する予定の企業が関係会社と混同されることのないようにするなどの留意が必要です。

併せて、職業安定法指針の改正により、個人情報の使用に関しても、求職者の同意を得る際に求職者が具体的に理解できるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示することなど、個人情報保護法より高いハードルが課せられることとなります。

これらの改正は、本年10月の施行となっておりますので、当協会としても改正内容の周知に努めてまいります。また、ポストコロナに向けて円滑な労働移動の促進が期待されていますが、民営紹介事業者の皆さまがその一翼を担えるように、引き続き支援に努めてまいります。

当協会は厳しい財政状況にあり、今年度の決算における黒字化を目標に鋭意取り組んでいるところですので、引き続き皆さまの一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆さま方のご健勝と事業の一段のご隆盛を祈念して、冒頭のあいさつといたします。

令和4年度定時社員総会を開催

6月15日(水)、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の令和4年度定時社員総会が、786名の出席(会場4名、Web58名、委任状724名)を得て開催されました。

今回は、コロナ対策と経費削減のため、民紹協会議室でのリアル参加とWeb会議システムZoomによる参加を組み合わせたハイブリッド方式を取り入れました。Web会議は全国どこからでも簡単に参加できるメリットがあり、多くの会員の皆様にWebをご利用いただきました。



民紹協会議室

冒頭、回線混雑の影響でZoomに一時中断がありましたが、その後は順調に配信が行われ、無事、総会・講演会を終えることができました。

総会開催に当たりまして会員の皆様には、ご出席をはじめ委任状提出など多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

議事については、事業報告・収支決算、定款の変更、役員を選任等について審議が行われ、原案どおり議決・承認されました。

〈審議の状況〉

■ 議案審議

第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算に関する件

上市専務理事から「令和3年度事業報告」「令和3年度収支決算報告」について説明が行われ、その後、坂巻監事から、事業報告、業務執行状況及び財産の状況について、適正に執行されている旨の報告がなされました。

これらを受けて審議が行われ原案どおり承認されました。



説明する上市専務理事

「令和3年度事業報告」の主な内容

- ・各種事業の実施を通して民営職業紹介事業の健全な発展・向上を図ることを基本的姿勢とした。
- ・厚生労働省受託事業「職業紹介優良事業者推奨事業」、「職業紹介事業者適正化推進事業」を実施。
- ・職業紹介責任者講習は前年度より29回多い120回開催し、受講者は16.8%増の5,622名。
- ・実践セミナーは基礎編を創設し、基礎編8回、応用編12回開催。
- ・入会勧奨に努めたが、コロナの影響もあり退会数が入会数を上回り、年度末会員数は前年度より3社減の1,257事業者。
- ・紹責講習の回数増やオンライン方式の開始、実践セミナー基本編の創設、人件費の削減、懇親会の中止など財政健全化に取り組んだ。

第2号議案 定款の変更に関する件

現在、理事定数の下限に近い理事数で運営されているところ、不測の事態による理事定数割れを防ぎ、協会の円滑な運営を図るため、「理事定数の下限を3名引下げ12名とする」提案がなされ、総会出席者(委任を含む。)の3分の2以上の賛成を得て承認されました。

第3号議案 役員を選任等に関する件

今回の総会にて理事全員の任期が到来したことから、退任、新任、再任の提案が行われ、原案とおりの承認されました。理事一覧は右のとおりです。

理事一覧

再任	紀陸 孝	(公社)全国民営職業紹介事業協会会長
再任	上市 貞満	(公社)全国民営職業紹介事業協会専務理事
再任	佐々木 和行	(一社)日本人材紹介事業協会名誉会長
再任	中村 毅	芸能事業者団体連合会会長
再任	金子 将人	全国調理士紹介事業福祉協会理事長
再任	村山 啓一	全国クリーニング技術者紹介事業協会理事長
再任	遠藤 十士夫	(公社)日本全職業調理士協会会長
再任	浅井 亜輝郎	(一社)日本モデルエージェンシー協会副理事長
再任	武藤 泰明	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
再任	名井 博明	NPO法人ふるさとテレビ理事
再任	本田 敦子	安西法律事務所弁護士
再任	佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事
新任	茂木 芳枝	(公社)日本看護家政紹介事業協会副会長
新任	小金井 敬	(公社)全日本マネキン紹介事業協会会長
新任	澁谷 健	NPO法人全国ホテル&レストラン人材協会会長
新任	高田 雅通	(一社)全国サービスクリエイター協会会長
退任	飯田 信吾	(公社)日本看護家政紹介事業協会副会長
退任	黒田 孝二	(公社)全日本マネキン紹介事業協会前会長
退任	渡辺 保	NPO法人全国ホテル&レストラン人材協会前会長
退任	佐藤 昭彦	(一社)全国サービスクリエイター協会前会長
退任	高橋 満	緑富士株式会社取締役会長

報告事項

令和4年度事業計画及び収支予算に関する件

上市専務理事から3月の理事会で承認された「令和4年度事業報告」「令和4年度収支予算」について説明が行われました。

「令和4年度事業計画」の主な内容

- ・「民営職業紹介事業の健全な発展・向上」の基本方針のもと全国唯一の全職種を対象にした職業紹介事業者団体の使命を果たすため、役職員が一丸となって業務運営の改善向上に努める。
- ・受託事業「職業紹介事業者適正化推進事業」「求人者相談支援事業」「産業別高齢者雇用推進事業」を実施予定。
- ・職業紹介責任者講習は120回開催、うち60回をオンラインで開催予定。
- ・実践セミナー応用編として、「ITを活用した求職者の確保策」を開催予定。
- ・機関誌「ひと」を年6回から年4回発行とし、原則メール送付とする予定。
- ・更なる人件費の削減、講習や会議のオンライン開催の拡大、イベント・広報費の削減など支出の縮減を図り、黒字化の実現を目指す。

「令和4年度収支予算」

「令和4年度収支予算書」に基づいて説明が行われました。

令和4年度 優良民営職業紹介事業功労者・求職者 表彰

例年、定時社員総会に引き続き優良民営職業紹介事業功労者及び求職者の表彰式を行っていましたが、今年度は総会のオンライン実施により、受賞者のお名前のご紹介という形に変えさせていただきました。

また、今年度は、昨年8月の厚生労働省による「優良職業紹介責任者の表彰要領」の制定により、「厚生労働省職業安定局長表彰」の受賞者が、従前の「求職者」から「紹介責任者」に変わっております。

なお、推薦方法の変更により、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員事業者の皆様に係る「厚生労働大臣表彰」及び「職業安定局長表彰」については、当協会として推薦は行っていないため、ここには受賞者名の掲載がされていないことにご留意ください。

(敬称略/以下同じ)

厚生労働大臣表彰 受賞者 【4名】

●一般社団法人全国サービスクリエーター協会

佐藤 吉広 有限会社神奈川配ぜん人紹介所 〈神奈川県大和市〉

●特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会

渡辺 保 有限会社テン・エイティワン 〈東京都渋谷区〉

澁谷 健 株式会社渋谷ローヤルサービス 〈東京都目黒区〉

●全国調理士紹介事業福祉協会

渡邊 要 有限会社京友会調理士紹介所 〈東京都豊島区〉

厚生労働省職業安定局長表彰 受賞者 【2名】

●公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

中村 友子 有限会社スリーエスマネキン紹介所 〈東京都江戸川区〉

●全国調理士紹介事業福祉協会

福島 秀雄 株式会社三長会鮎調理士紹介所 〈東京都中央区〉

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長表彰 受賞者 【20名】

【事業功労者3名】

●一般社団法人日本人材紹介事業協会

大橋 厚一 キャリア・デベロプメント・アソシエイツ株式会社 〈東京都品川区〉

牧 洋 キャリア・デベロプメント・アソシエイツ株式会社 〈東京都品川区〉

●公益社団法人日本全職業調理士協会

荒川 康博 有限会社伊豆誠心調理士紹介所 〈静岡県伊豆の国市〉

【求職者17名】

●公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

岡田 良子	株式会社ジョブメイトジョブメイト家政婦紹介所青森	〈青森県青森市〉
澤田 順子	有限会社ケアサービス弘前看護婦家政婦紹介所	〈青森県弘前市〉
白戸 智子	有限会社ケアサービス弘前看護婦家政婦紹介所	〈青森県弘前市〉

●一般社団法人全国サービスクリエイター協会

滋野 暁	株式会社ホクハイサービス	〈石川県金沢市〉
森本 藤子	株式会社ホクハイサービス	〈石川県金沢市〉

●公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

岩佐 秀子	株式会社サツキャリ	〈北海道札幌市〉
吉野 香代子	株式会社ジョビア	〈神奈川県横浜市〉

●公益社団法人日本全職業調理士協会

袴田 正彦	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
大野 安志	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
村田 真一	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
佐藤 伸	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
小松 正信	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉
本山 裕人	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉

●全国調理士紹介事業福祉協会

大城 光也	株式会社三長会鮎調理士紹介所	〈東京都中央区〉
岡田 孝志	有限会社京友会調理士紹介所	〈東京都豊島区〉
佐藤 敦三	株式会社一心調理士紹介所	〈東京都台東区〉
鈴木 聡	株式会社一心調理士紹介所	〈東京都台東区〉



仲よきことは美しきかな ～財閥史にみる経営者の親睦～

講師：早稲田大学スポーツ科学学術院教授 武藤 泰明 氏



今回の記念講演は、早稲田大学スポーツ科学学術院教授で当協会理事でもある武藤泰明先生にご講演いただきました。以下に講演内容をご紹介します。

コロナ禍やウクライナ問題という厳しい状況の中、生き残りをかけた業界も出てきている。職業紹介事業団体でも職種によってはそういうこともあるだろう。米国等の経営論では競争して勝った者が残るが、どうも日本ではそれとは違うようだ。ボクシングやサッカーでは相手を打ち負かさないと勝てないが、陸上では記録との闘いであり、自分に勝つことが目的になる。では、自分を高めていくためにどうするか。指導者やライバルも大事になる。同様のことが事業にも言える。そのことを財閥史からみていきたい。



私の実家に左のような作家の武者小路実篤氏の「讚」が書かれた実用品の皿があり、幼いころから頭の片隅に残っている。この言葉を手がかりに「財閥史にみる経営者の親睦」を中心にみていきたい。

●三大財閥の誕生をたどれば…

住友財閥は、16世紀末に大坂で銅(と銀)の精錬業を創業し、のちに新居浜で別子銅山を始めた。(1973年閉山)。

三井財閥は、17世紀前半に呉服小売業を伊勢で始め、のちに日本橋に進出した。藩が江戸で買った呉服を藩蔵のある大坂で支払う方式を導入したので、両替(金融)商でもあった。

三菱財閥は、明治3年、土佐藩船の払い下げを受けて、海運業を始めた(現在の日本郵船)。

●三井(越後屋)の「大元方制」17世紀

子と孫九家が相続した資本を長子に集約して再投資し、資本の拡大ができた(大元方制)。これを続けるために努力し、仲たがいしなかったことで三井が発展した(他の豪商はできなかった)。資本と経営の分離をしたのも特徴で、従業員はのれん分けして辞めるより、越後屋で働き続けて偉くなっていった。

●江戸期豪商の発展

江戸期には、何も生産しない江戸と、藩蔵のある大坂を結ぶ、物流、金融を一体的に取り扱う豪商が生まれた。江戸期は人口が増加したため、競争より成長戦略が有効だった。一方、徳川幕府による平和があり、戦争がないので「負け組についた豪商の没落」がなかった。そして、成功の鉄則は勤勉であり、まじめな商人が生き残る時代であった。

●幕末から明治維新の主役は下級武士

ペリーが来航し、武士たちは外国船を見て、戦えば負けることを一瞬のうちに理解した(黒船2,000t、和船100t)。海外列強の脅威を感じていたため、明治維新は無血革命となった。

幕府は、製鉄所と造船所を設け、平行して外国船を多数購入した。これらの資金は、全て豪商から上納さ

せた。徳川も維新政府も困ると豪商を呼んで金をださせてきた。その結果豪商は皆没落した。

主役は武士だったが、「足高制」という抜擢システムが成果を上げた(一代限りの抜擢制であり、抜擢されても子孫に引き継がれない)。有能な人材を生かす仕組みがあったのも維新の成功理由。

●生き延び、振り回される三井

三井にスカウトされた三野村は、幼馴染で仲のよかった幕府勘定奉行小栗との上納金減額交渉に成功した。また、明治政府公金取り扱い(為替方)3社のうち2社は政府の方針で倒産したが、残る三井は外銀からの借金で倒産を回避したが返済できず、結局国が肩代わりして救われた。三井のみ生き延びた。

●明治期の強制的な分離分割

三井は中央銀行設立のために銀行と祖業の越後屋を分離した(のちの三越)。三菱は汽船会社を政府が支援するために三菱の事業と岩崎家の事業を分離した。

●財閥が生まれた理由

明治政府の外資規制があり、外資が日本に入ってこられなかった。市場は国内、国外ともにあった。日本には産業振興のための知識がなく、外国から技術を金で買うしかなかった。競争相手がいないため資金があれば成功した。政府も財閥を必要としていた(朝鮮・満州の産業振興にも財閥の力)。

●GHQによる財閥解体は本社解体にとどまる

1945年に対日指令244(財閥解体令)が発令され、持株会社解散、財閥一族の公職追放がなされた。

1947年には、独占禁止法が発令され、会社による他社株保有が禁止された(のち改正)。

同年、過度経済力集中排除法が成立したが、分割(および/ないし工場を処分)された会社は18社だけだった。ただし三井物産と三菱商事は100社以上に分割された。後に、三菱商事は1954年に復活再編、三井物産は1959年に復活再編した。

●完全解体にならなかった理由

東西冷戦(英国チャーチル元首相の言葉「鉄のカーテン」)や朝鮮戦争もあり、連合軍は日本の生産能力を必要としていた(ドイツも大企業が復活)。日本企業は、朝鮮戦争特需で復活した。

●サラリーマン経営者が「櫂をつなぐ」

経営者には、困りごとの相談相手が必要である(典型は買収防衛)。

旧財閥には家族間のネットワークがあったが、サラリーマン社長にはなく、企業集団は「組織だった親睦システム」を必要としていた。企業集団には社長会があるが、社長会の代表にはほぼ権限がない。三菱は代表世話人、住友は幹事持ち回りである。集団内に同業種の競争相手がいないので、仲よくしやすい。

●おわりに:親睦の今日的意義

仲がよいこと(企業集団内外と)は企業再編の日本的インフラである。

交淡如水(荘子の言葉)が大切である。「君子の交わりは淡きこと水の如し」を略した言葉。

株式会社は世界でほぼ共通の仕組みだが、その土台は日本の風土と文化なので、企業経営のスタイルは国によって異なる。

日頃仲よくしていれば話が通じやすく、一緒に動け、いざという時に役立つ。

「仲よくしていくことが、厳しい時代には一層必要とされる。」のではないか。

民紹協の皆さまも公益社団法人として、その目的は「職業紹介の発展」であり、競争ではないはず。仲間を増やして仲よくやっていただきたい。

参考:「財閥のマネジメント史」
令和4年3月 日本経済新聞出版 武藤泰明著



栄えある受章おめでとうございます

瑞宝単光章

株式会社トキワスタッフィング 石井 誠 様

令和4年春の叙勲に際しまして、瑞宝単光章を拝受し、身に余る大変光栄なことと感激いたしております。

私は、YMCA 国際ホテル学校を卒業後、都内のホテルに就職し、その後、昭和60年に株式会社トキワスタッフィングに入社いたしました。

学生時代には、結婚式場、企業の社員レストラン、ホテルでの結婚披露宴、立食パーティーなどにおいて、登録配ぜん人として就労し、多くの求人先のサービスを体験してまいりました。

配ぜん人紹介業に従事後、新規求職者の面接時には、自身の体験を生かして各求人先情報を丁寧に伝え、応募者の要望に耳を傾け、働く上での不安点を少しでも解消出来るよう努めてきたと自負しております。

昨今のコロナ禍により、非正規の求職者の中で、失職には至らなくても勤務時間が縮減し他業種へ転職している方が増えてくるのが気になるところでございます。この厳しい状況の中でも求職者に適した職業紹介になる様に今後も努めてまいります。

今般の叙勲受章に当たり、特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会理事会の推薦並びに公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会の担当者様のお力添えに感謝申し上げます。



黄綬褒章

株式会社畑中ケアサービス 畑中 公子 様

令和4年春の褒章において、はからずも黄綬褒章を拝受しましたことはまことに光栄なことと感謝いたしております。

ご推薦頂きました厚生労働省を始め公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会、ふくし会、一般社団法人日本国民営看護家政連合会の皆さまに厚く御礼申し上げます。

株式会社畑中ケアサービスは大正13年に創業し98周年を迎えました。

私は新宿で紹介業をやっていた嫁ぎ先の姑に指導を受けながら、昭和62年9月に代表取締役を引き継ぎ、上部団体の皆様のご指導と、その時々社員会員の協力のもとに現在があります。本当に感謝の念で一杯です。所属している団体では教育研修に携わり、ホームヘルパー2級養成講座は全202回開始され、開催の挨拶をしたり、修了証をお渡ししたりしてまいりました。またその後、医療行為の喀痰吸引3号研修も行い、5年間家政婦の資質の向上に携わりました。現在では6年目をむかえる厚生労働省認可の家政士検定の検定員としてお手伝いをしています。教育研修に力を入れ資格取得をし「家政士」として自信と誇りを持って働ける職業の確立が出来ることを願い、良い人材を求める求人者に、仕事の出来る求職者を自信を持って紹介できたらと思っています。

紹介業のよさを多くの人に知っていただき、業界発展のために微力ながら貢献してまいりたいと思います。今後とも皆さまのご指導をよろしくお願い申し上げます。



職業安定法改正に関するリーフレットが公表されました！

2022(令和4)年10月1日施行の「改正職業安定法」に関する分かりやすいリーフレットが、厚生労働省より公表されました。

次の3点のリーフレットを次ページ以降に掲載します。

- ①「職業安定法 改正のポイント」……今回の改正の全体像です。(P12)
- ②「職業紹介事業の運営ルールが変わります」……紹介事業者向けのリーフレットです。(P13・14)
- ③「職業紹介事業の許可基準が変わります」……ルールの変更に伴い許可基準が改正されます。(P15)

*リーフレットのポイント部分のみ掲載しています。リーフレット間での重複部分や詳細は省略しています。
また、ページ割の関係で縮小表示しているページがありますのでご了承ください。

上記以外の次の3点のリーフレットは、QRコードを使用し、ご参照ください。

- ①「募集情報等提供事業の運営ルールが変わります」では、募集情報等提供事業の運営に関する改正部分の詳細な説明があります。[募集情報等提供事業の方はこちらをご参照ください](#)。

特に、募集情報等提供に該当するサービスとして、下記の変更点にご注意ください。

改正前	・求人メディアや求人誌など、求人企業から依頼を受けて求人情報を提供する ・人材データベースなど、求職者から依頼を受けて求職者情報を求人者に提供する
改正後 追加	・求人情報・求職者情報をクロージングして提供する ・他の求人メディアに掲載されている求人情報を転載する



- ②「労働者の募集ルールが変わります」は、求人企業向けのリーフレットです。

各事業者に対して情報の的確表示が義務付けられ、その対象となる情報が、以下のような広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報となり幅広くなります。

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送(テレビ・ラジオ等)、オンデマンド放送等



- ③「雇用仲介サービス利用のチェックポイント」は、求職者向けのリーフレットです。

より安心して雇用仲介サービスを利用できるよう、各事業者の義務が掲載されています。

求人企業	虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、募集を終了した場合や内容に変更があった場合には速やかに採用ウェブサイトを更新するなど求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。
紹介事業者 募集情報等 提供事業者	いわゆる人材エージェント等の職業紹介事業者や、求人メディア・求人情報誌・人材データベース等の募集情報等提供事業者にも、求人情報・求職者情報の的確な表示が義務付けられます。虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはならないほか、求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。



職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動をできる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報に関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 ● 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
職業紹介事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報・求職者情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
自ら収集した情報を提供する募集情報等提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- | | |
|---|--|
| × | 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。 |
| ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。 ● 「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。 |

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来からの求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クロージング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報*を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

また、年に1度、提供している募集情報等の規模等の事業の概況を報告する必要があります。

*「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。



令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。

届出が「必要」な例

- 会員登録を求めている場合
- メールアドレスを集めて配信している場合
- 閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- 紙媒体でのみ情報提供している場合

個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、職業安定法の個人情報に関する規定の対象となります。

- 業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- 業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- 個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

職業紹介事業の運営ルールが変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。また、求人メディア等に関する届出制が創設されます。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報、求職者情報を**正確・最新の内容に保つ措置**を講じなければなりません。

対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。



求人労働条件を特定の求職者に明示するよりも前に、ウェブサイト等を通じて求職者に提供する求人情報が対象です。

対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

正確かつ最新の内容に保つ措置

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つため、以下の措置を講じなければなりません。

いずれも講ずる必要がある措置

- 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。
- 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。

いずれかを講ずる必要がある措置

- 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。または
 - 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
- ※なお、これらの措置は可能な限りいずれも講ずることが望ましいです。

事業の実績に関する情報

職業紹介事業に関する実績も、例えば以下のような表示をしないようにする必要があります。



- 実際の取り扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する。
- 全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する。
- 様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、非常に見えにくい状態にしている。

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は**虚偽の表示**に該当する場合があります。



- 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
- 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
- 実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する。
- 所謂おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば以下のような点に留意してください。

また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

業務内容	一般事務 …①
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	本社（●県●市●一●） 又は △支社（△県△市△一△）
就業時間	9:00～18:00
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間）
賃金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …②
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社 …③
派遣労働者として雇用する場合	雇用形態：派遣労働者ではない

①業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

②賃金

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】32万円
- 【基本給】25万円 【固定残業代】7万円
※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

③募集者の氏名または名称

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】400万円～【モデル給与】1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】400万円～600万円
- 【給与】400万円～600万円
【モデル給与】555万円（同職種社員の給与の平均を例示）

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- × 「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
- 「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します」と表示。
- 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
- 「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、以下の事業を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

- インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス
- 求人企業や求職者だけでなく、職業紹介事業者や他の求人メディア等（募集情報等提供事業者）から求人情報・求職者情報の提供依頼を受けたり、情報提供先にするサービス



職業紹介事業の一環として、受理した求人の情報をウェブ等を通じて提供し、求職者が直接求人者に連絡・応募できないような場合は、特定募集情報等提供の届出は不要です。

改正職業安定法 2022（令和4）年10月1日施行

職業紹介事業の許可基準が変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。その変更に伴い、有料・無料職業紹介事業の許可基準が改正されます。

許可基準改正の内容

個人情報の取り扱いに関するルール

「個人情報を適正に管理し、および求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること」として以下の事項を追加します。

- (1) 業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、または使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (2) 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、または本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。
- (3) 求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによること。
 - (ア) 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
 - (イ) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、または使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。
 - (ウ) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

業務の運営に関する規程の要件について、「求人等に関する情報の的確な表示」に関する内容を含む業務運営規程※を有し、これに従って適正に職業紹介事業を運営することが必要です。

※ 厚生労働省ウェブサイトに掲載している「職業紹介事業の業務運営要領」で、規程の作成例をご用意しています。

改正後の許可基準の適用

改正後の許可基準は、2022（令和4）年10月1日から適用されます。このため、2022（令和4）年10月1日以降※に許可や許可有効期間の更新を希望する事業主は、改正後の許可基準を満たす必要があります。

※ 2022（令和4）年10月1日付けの許可や許可有効期間の更新にも適用されます。

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html



*「職業紹介事業の業務運営要領の改正」に関しましては、当協会HP等をご覧ください。

「人材サービス総合サイトへの情報掲載」について

医療・介護・保育の職種を取り扱う職業紹介事業者の皆様

厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」には、令和3年度より、「取扱業務の職種別の手数料実績率及び離職率」の掲載フォーム(下の画像)が用意されており、次の職種を取り扱う事業者には、これらの入力が推奨されています。

- ①医師、②歯科医師、獣医師、薬剤師、③保健医療サービスの職業、④看護師、准看護師、
- ⑤保健師、助産師、⑥医療技術者、⑦介護サービスの職業、⑧保育士

取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

この項目は、1医師、2歯科医師、獣医師、薬剤師、3保健医療サービスの職業、4看護師、准看護師、5保健師、助産師、6医療技術者、7介護サービスの職業、8保育士の職種について取扱い実績がある場合に、取扱い職種ごとの平均手数料実績率又は離職率を入力してください。

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1			離職率※2		
1.医師	令和	03	20.0 %	令和	03	0.5 %
<input type="button" value="削除"/>						
<input type="button" value="追加"/>						

※1「手数料実績率又は額」について
当該職種において、貴社が紹介就職した者の1人あたりの手数料率又は額を記入してください。
手数料実績率(%)の場合、小数点は1桁までとなります。なお、上限が99.9%となります。99.9%以上の場合は、99.9%と入力してください。
また、月取等ではなく、年取との比率で入力してください。

※2「離職率」について
当該職種において、貴社が紹介就職した者で、無期雇用のうち6ヶ月以内に離職した者(解雇者を除く)の離職率を入力してください。
小数点は1桁までとなります。なお、上限が99.9%となります。99.9%以上の場合は、99.9%と入力してください。

すべての職業紹介事業者の皆様

なお、職業安定法第32条の16第3項により、すべての職業紹介事業者には、「人材サービス総合サイト」への、次の項目の情報提供が義務付けられています。

- ① 前年度の就職者数(4月中に入力)
- ② 前年度の無期雇用就職者数のうち6ヶ月以内に離職した人の数及び6ヶ月以内に離職したかどうか判明しない人の数(10月～12月中に入力)
- ③ 手数料表等や返戻金制度の有無等(変更があった場合のみ資料等を更新)

令和3年6月に公表された、令和2年度の東京、大阪、愛知労働局による民間人材ビジネスに対する指導監督状況によると、大阪と愛知では、主な指導内容として、「人材サービス総合サイトへの情報提供をしていない」と記載されています。必要な情報提供がお済みでない事業者は、お早めにご対応ください。



人材サービス総合サイトの入力方法について説明した動画があります。ぜひご利用ください。

人材サービス総合サイトへの情報掲載のしかた
<https://www.youtube.com/watch?v=7v9UTVbLkAc>



■お知らせ

令和4年度の職業紹介事業者の適正化推進事業では、現在、「職種別の自主点検リスト」を作成中です。昨年度、多数の方にご参加いただいた「自主点検説明会」も、今年度は取扱職種別に開催いたします。9月中旬に全許可事業者の皆様にご案内を送付いたしますので、今しばらくお待ちください。

「求人者相談支援事業」について

「ひと5月号」でお知らせいたしましたように、当協会では本年度、厚生労働省より「求人者相談支援事業」を受託しました。その事業に関して主に求人者の方からの質問や相談に対してアドバイスを行う「求人者相談支援窓口」を設置しました。※これに併せて下図の専用Webサイトも開設しております。

紹介事業者と求人者の関係を構築する上で、成功している要因を探る目的で「紹介事業者・求人者」へのヒアリングも実施いたします。

求人者（採用担当者）の皆さまへ

職業紹介に関する 相談窓口を 開設しました

令和4年度 厚生労働省委託事業
受託団体 / 事務局
公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

民間の職業紹介会社をご利用の際に、
お困りになったことや改善して欲しいこと
などをお聞かせください。
専門家からアドバイスをさせていただきます。
電話でのご相談 ☎03-3815-0440

メールでのご相談 

求人者相談 検索 

※個別のトラブルを解決する窓口ではございませんが、相談内容が法令に違反する疑いがある場合には、適宜、都道府県労働局などの行政機関を紹介させていただきます。
※求人企業と紹介会社とのトラブル等を未然に防止するための、マニュアルや事例集作成の参考とさせていただきます。

職業紹介事業実践セミナー応用編

「求人市場分析と求職者確保の成功法則」セミナーを開催

人口減少下で求職者の確保を図るには、ITの活用が鍵になります。そこで、以下のセミナーを開催しました。

1. 日 時 令和4年6月29日(水) 14:00～16:00
2. 参加者 求職者不足の中でITを活用した求職者の確保を考えている方 約70名参加
3. 実施方法 Zoomによるオンラインセミナー
4. 講師 岡野泰也氏(cabic(株)代表取締役、公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会理事)

講師自身が23年間、人材会社を経営される中で蓄積されたノウハウに加え、求人メディア、人材サービスに関わる方々からヒヤリング調査をされた内容に基づき、実践的な求職者確保の方法をお話いただきました。特に、求人情報に特化した検索エンジンであるIndeedへデータフィードを行い、無料枠へ自動掲載される方法をご紹介いただきましたが、できるだけ課金コストを減らしたい紹介事業者の方には貴重なお話しとなりました。

【参加者感想】

- ・弊社も媒体戦略の変更を検討中で、Indeedのより一層の活用・SNS活用等を始めつつあり、方向性としては誤りでないと確認できました。
- ・求職者を確保する難しさを日々実感しております。ネット社会の中、検索、ヒット数を増やすことの難しさが課題だと思っております。本日の講義で学んだことを、今後活かしていきます。
- ・Indeedがそんなに効果を発揮するというのは非常に驚きでした。また、仕事がうまくできるようにしてあげることの重要性やコミュニケーション、約束を守るというお話しも印象深くとても共感できる内容でした。参加させていただいてよかったです。

外国人材が入国規制の緩和により 多数入国してきています！

1 外国人の入国者数推移

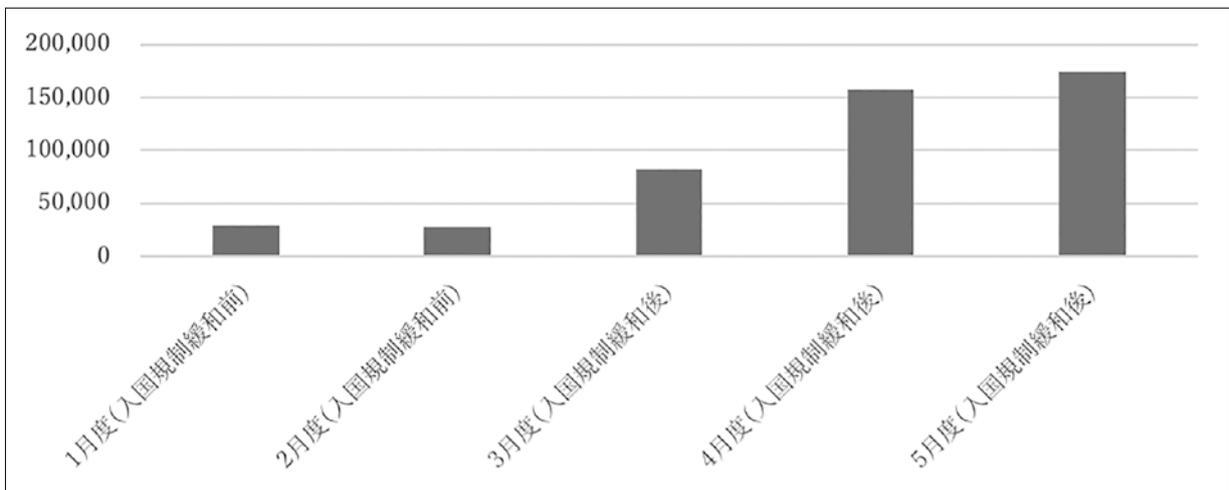
3月以降の入国規制の緩和措置(観光目的以外の新規入国を認める措置)により、外国人材が日本に大挙して入国してきています。また、1日あたりの入国人員枠も徐々に拡大されています。今後さらに入国者数は増加するものと思われます。

〈1日あたりの入国人員枠の拡大〉

従来3,500人 ⇒ 3/1から5,000人、3/14から7,000人、4/1から10,000人、6/1から20,000人

*6月10日からは、観光目的の入国も一定の条件のもとに始まりました。

最近の外国人の入国者数推移①



最近の外国人の入国者数推移②

*令和4年1月度(入国緩和前)と3・4・5月度(入国緩和後)の比較

国 別	1月度 (入国緩和前)	3月度 (入国緩和後)	4月度 (入国緩和後)	5月度 (入国緩和後)	比較倍数 (5月度/1月度)
総数	29,735	82,455	157,558	173,929	5.85
アジア	18,778	65,460	130,920	141,661	7.54
中国	3,062	12,181	24,018	20,082	6.56
韓国	2,671	8,540	10,736	13,958	5.23
インド	2,617	2,694	4,220	5,433	2.08
ベトナム	531	10,737	30,543	40,194	75.69
フィリピン	2,414	6,990	12,091	12,343	5.11
インドネシア	617	5,695	11,844	9,169	14.86
ネパール	1,687	3,882	12,238	15,314	9.08
ヨーロッパ	4,432	6,894	12,802	14,031	3.17
北アメリカ	3,399	5,170	7,687	11,385	3.35
新規入国者の割合	6.8%	58.7%	78.9%	65.8%	
再入国者の割合	93.2%	41.3%	21.1%	34.2%	

資料出所:①②ともに出入国在留管理庁

2 特定技能資格の分野の統合(令和4年5月25日出入国在留管理庁)

特定技能12分野の内、「素形材産業」を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造分野」に改め、「産業機械製造」および「電気電子情報関連産業」を削ります。この結果、特定技能の分野は14分野から12分野に変更となります。

これは、「産業機械製造分野」における特定技能1号外国人数が、2月末で5,400人となり、受入れ見込み数(5,250人)を超える状況となったためです。

* この措置による既存の届出等の変更手続きは不要です。



3 コロナ禍の影響による帰国困難者に対する在留資格の特例措置の終了について(令和4年5月31日出入国在留管理庁)

新型コロナ禍の影響により帰国困難であった外国人材に対する特例措置について、出国者が増加している状況を踏まえ、今後は以下のとおり帰国に向けた措置をとることとされました。

①現に有する在留資格の在留期限が令和4年6月29日までの方

次のとおり在留期間の更新が許可されます。

特定活動(6か月及び1年)の方は、更新し特定活動(4か月)のビザとなります。

短期滞在(90日)の方は、更新し短期滞在(90日)のビザとなります。

* 次回更新時には、特定活動(4か月)又は短期滞在(90日)を今回限りとして、許可します。

②現に有する在留資格の在留期限が令和4年6月30日以降の方

特定活動(6か月及び1年)の方は、更新し特定活動(4か月)のビザとなります。

短期滞在(90日)の方は、更新し短期滞在(90日)のビザとなります。

* 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。その後は更新できません。

③今後新たにコロナ帰国困難を理由とした在留を希望する方は、以下のとおり対応します。

・在留期限が令和4年11月1日までの方

「特定活動(4か月)又は「短期滞在(90日)を許可 *いずれも今回限り。

・現に有する在留資格の在留期限が令和4年11月2日以降の方

コロナ禍での帰国困難を理由とした「特定活動」又は「短期滞在」への変更は認められません。

* ①②③ともに現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

詳細は、QRコードから ▶



参考【従来の特例措置の内容】

新型コロナウイルス禍の影響で、日本に居住する外国人材(*)が解雇・雇止め等された場合、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留が許可されます。製造3分野以外なら特定技能の14分野のどの分野でも就労可能とされていました。

* 日本で居住する外国人材:技能実習生、特定技能、技術・人文知識・国際業務等の就労系の資格、採用内定を取り消された留学生、短期滞在者等が対象です。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

求人者が求職者の懲戒処分の有無や健康診断の結果等を確認したいと言ってきた

有料紹介所ですが、ある企業に求職者を紹介したところ、その企業から「紹介された求職者について、履歴書や職務経歴書等における重大な誤り、虚偽、記載漏れ、従前に勤務した企業等における守秘義務違反や懲戒処分の有無、健康診断の結果について確認したいので、求職者の承諾をもらって欲しい。」との依頼がありました。当紹介所としては、この依頼に応じていいのか迷っております。依頼に応じてよいのでしょうか。

A₁

一般的に、求人企業が、履歴書や職務経歴書等における重大な誤り、虚偽、記載漏れ、従前に勤務した企業等における守秘義務違反や懲戒処分の有無について、求職者に確認をすることは認められています。したがって、求職者にその承諾をもらうこととしても問題ないと思われれます。

一方、求人企業が採用選考時に健康診断を実施したり、健康診断書の提出を求めたりすることについて、厚生労働省は、就職差別に繋がるおそれがあるとして、公正な採用選考の観点から、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないよう求めています。また、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施するよう求めています。

したがって、貴紹介所としては、求人企業に上記のことを伝えた上で、健康診断の結果を確認する客観的かつ合理的な必要性があるかどうか説明を求めてください。納得できる説明がなされない場合は、健康診断の結果の確認について求職者から承諾を得ることはできない旨を伝え、客観的かつ合理的な必要性がない健康診断の結果の確認は就職差別につながるおそれがあり、実施しないよう要請しましょう。それでも健康診断の結果を確認したいということであれば、紹介所としてはそのまま紹介を続けることはできない旨を求職者に伝え、求職者に応募の取り下げを検討することを促してはいかがでしょうか。

Q₂

設立予定の子会社の求人申込みを受理してもらえるか

無料職業紹介所ですが、ある企業から「子会社を設立する予定であるが、設立準備中であり、まだ会社の登記は行っていない。しかし、早めに労働者を確保するため、設立予定の子会社の求人申込みをしたいと考えているが、受理してもらえるか。また、受理してもらえない場合、設立準備期間中に親会社で働いてもらうことは可能か。」との問合せがありました。どのように回答したらよいのでしょうか。

A₂

設立を予定している子会社は、まだ法人登記をされていないとのことですので、子会社による求人申込みは、法人登記が済んでから可能になります。

また、子会社の設立準備期間中に親会社で働いてもらうことについては、子会社設立後は子会社に転籍してもらうことを明示して、親会社が求人申込みを行うことは可能と考えます。ただし、その場合は、採用後にトラブルにならないよう十分留意して行う必要があります。

具体的な求人の方法としては、親会社が求人の申込みを行う際に、親会社の労働条件の明示に加え、①子会社の設立後は子会社へ転籍となること、②子会社における労働条件(仕事内容、所在地、就業場所、賃金額など)の明示が必要になります。また、貴紹介所は、紹介にあたって、求職者に子会社の設立後は子会社へ転籍してもらうことについて十分な説明をし、理解を得ておかなければなりません。

Q₃

求職者の紹介とフリーランスの仲介との違いについて知りたい

有料紹介所ですが、ある企業から一定の事務処理ができる人材を紹介して欲しいという依頼を受け、基本的にはこれに応じようと考えています。しかしながら、近年、紹介した人材と雇用契約を結ぶのではなく、フリーランスとして請負契約を結ぼうとする企業があると聞いたことがあります。この機会に、求職者を紹介する場合と、フリーランスを紹介する場合の違いや、紹介した場合の手数料の取扱いについて教えていただけますでしょうか。

A₃

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の雇用関係の成立をあっせんすることです(職業安定法第4条)。近年、インターネットを通じて短期・単発

の仕事を請け負い、個人で働く人が増えていますが、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省。令和3年3月26日)によると、フリーランスとは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者と定義されています。

一般的にフリーランスの紹介は、雇用関係の成立をあっせんする職業紹介には該当せず、フリーランスと発注事業者の仲介を行うこととなります。この仲介にあたり手数料や利用料を徴収することは可能ですが、それは職業紹介に伴い徴収することができる紹介手数料には該当しません。

なお、フリーランスとして請負契約(請負人が仕事を完成することを約し、注文者がこれに対して報酬を支払うことを内容とする契約)や準委任契約(仕事の完成ではなく、一定の事務処理行為を行うことを約する契約)で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用にあたっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の労働者の実態に基づいて「労働者」かどうか判断するとされています。労働基準法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用されます。

形式的にはフリーランスと発注事業者の仲介であっても、実質的にフリーランスが「労働者」だと認められる場合は、雇用関係の成立のあっせんとは判断される可能性があります。既に職業紹介の許可を得ている場合は無許可で職業紹介を行うリスクはありませんが、フリーランスの保護を図るため、「労働者」に該当しない働き方にするのか、あるいは「労働者」として職業紹介の手に乗せるのか、依頼者とよく相談する必要が出てくるでしょう。

関係する人々に成功があつての私たちの幸せであり

吉人財株式会社 吉野 正義

大阪府東大阪市

事務所近辺の東大阪市内の風景。

吉人財株式会社では外国人(ベトナム人)職業紹介事業と労働者派遣事業及び特定技能支援登録機関の事業を運営しており、基本的には全ての職種を取り扱っています。

その中で、電気機械製造業界、建築業界、送電線業界、農業及び畜産業界、IT、WEBなど、それぞれのコンサルタントが専門領域を持ち、求職者様、企業様を支援させていただいております。

弊社では求職者様、受入企業様をマッチングの上、ご対応させていただくことはもちろん、求人票の作成スカウトメールの送付、契約締結、面接対策並びに海外で人材育成及び入国までの行政対応など、縦割りではない組織の中で、全ての業務を各コンサルタントで対応させていただいており、最適なマッチングやスピード感を自信にしています。

我が国において職業紹介の歴史は古くからございますが、同じ人材サービスの括りにある「労働者派遣事業」と異なり、そこまで業務が体系化されていないと認識しています。職業紹介の業界全体を見回してみても、決定的な「マニュアル」のようなものはいまだ見たことがなく、大手から個人事業主まで“手探り”で業務を進めているというのが実情であると感じています。さらに、職業安定法等の各種法律や企業様の雇用のあり方や、求職者様の職業観などは日々変化していくものであることから、新しい環境に適応していく柔軟性も重要であると痛感しています。

そのような職業紹介事業について、常に早く、正しく、最新の情報をご提供いただければ、第三者の立場からご相談にも乗って頂ける民協様の存在はあまりにも大きいと感じています。今回、職業紹介業の専門家にあふさわしい知識とスキルを習得できる職業紹介士資格認定制度を受講し、業務フローや法律に加えて職業紹介の歴史、メンタルヘルスなど、多様なトピックを学習することができました。また、参加者の皆様と意見交換をする時間も設けていただけるなど大変有意義な三日間となりました。今回の経験を日々の業務で活かし、業界全体を盛り上げ、社会の発展の一助になれますよう精進して参ります。

吉人財株式会社

住所:大阪府東大阪市西堤本通西3-3-3

取締役社長:吉野 正義

設立年月日:2019年1月18日

従業員数:5名(2022年6月18日時点)

※社外取締役含む役員5名、派遣社員5名、海外出向社員3名を除く

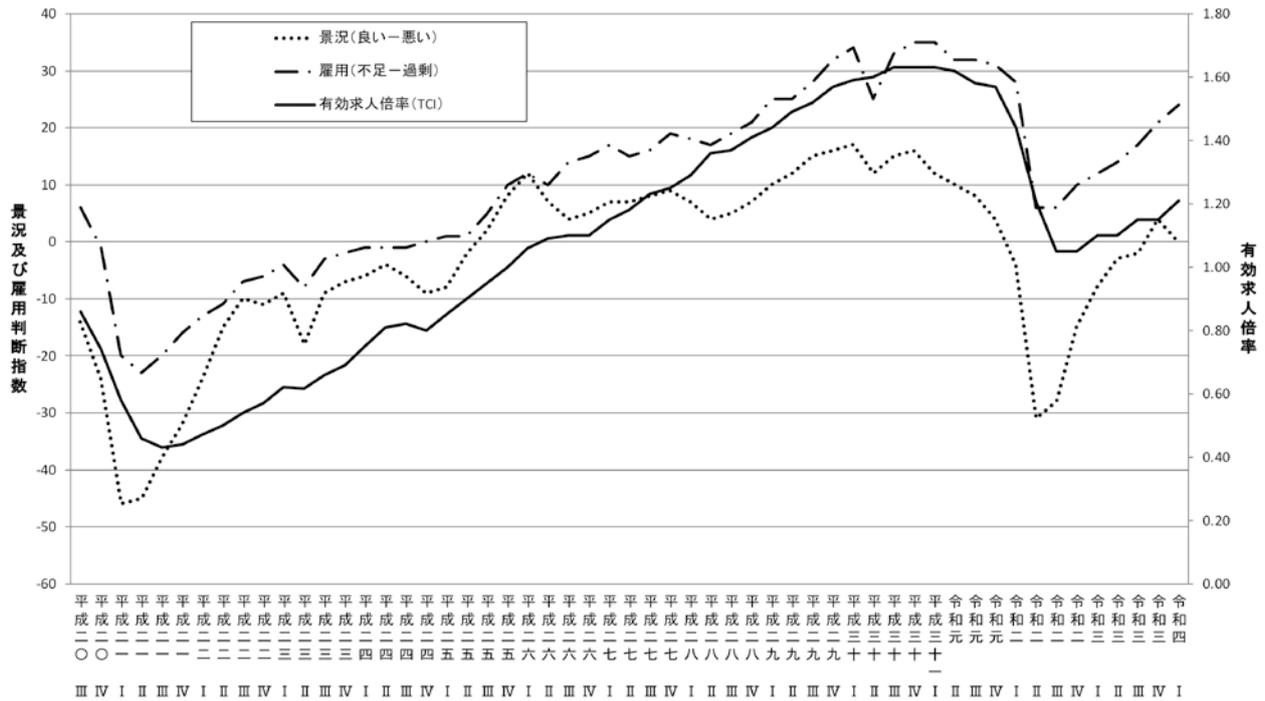


筆者

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和4年4月、令和4年5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.23倍、1.24倍と少し上向きでした。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.5%、2.6%と少し改善傾向です。6月の日銀短観による業況判断では、前期より2ポイント上がりましたが、先行きは3ポイント低下しています。また、雇用判断は3月と同じですが、先行きは更に4ポイント下がり、求職者不足の状況はいつそう厳しくなる見通しです。いずれも新型コロナウイルスの感染状況とウクライナ情勢および物価の動向等で変化しそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
有料職業紹介事業所	222	206	181	205	193	170
無料職業紹介事業所	7	4	6	6	3	3

雇用・失業情勢関連指数

		令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月
雇用者数※	実数(万人)	5984	5977	6005	6025	6050	6036
完全失業者数※	実数(万人)	171	185	180	180	188	191
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	235 (12.0)	241 (14.0)	245 (13.0)	251 (11.7)	242 (11.8)	240 (14.5)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	18 (0.9)	189 (2.8)	192 (1.7)	200 (0.2)	207 (▲1.0)	208 (1.7)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.16	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

新規入会事業所紹介

令和4年5月～令和4年6月(6月20日入会まで)

事業所名	住 所	ごあいさつ
東京人材紹介センター株式会社	東京都足立区千住旭町 43-1 第二杉山ビル2F 03-5284-6755	当社は、今年2月に許可を受け事業を始めた新しい会社です。全職種の取り扱いを行っていますが、特に、約60年培った経験のタクシー関係の紹介に力を入れ、「やさしく・親切に・信頼を!」をモットーとし、安心・信用・信頼を得ることを社員全員が心掛け、当社を訪れた皆様に感謝して頂けるように、また、少しでも社会に貢献できることを目指しています。
岡三ビジネスサービス株式会社 	東京都中央区日本橋本町 4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル5F 03-6385-8258	1923年(大正12年)創業の岡三証券を中心とした岡三証券グループの総合人材サービス企業として「人と人の出会いを大切に」をモットーに真心のこもったサービスを心がけています。1996年の設立以来、金融業界に限らず、幅広い業界、職種へのご紹介に力をいれており、求人企業と求職者様それぞれに合わせた“カスタムメイド”のきめ細かなコンサルティングを得意としております。
スマイルアット株式会社 スマイルアット株式会社	東京都江戸川区船堀 3-7-11-303 03-6808-5523	弊社は関東地域を中心に外国人に特化した人材紹介事業を行っております。今後、日本国内のあらゆる場面で外国人の存在感が増してくる中、外国人が日本で楽しく学び、楽しく働くことを実現できるようお手伝いを致します。地域の皆様や企業との懸け橋になれるよう精一杯に取り組んでまいりますので、宜しくお願い致します。
株式会社 育秀国際 育秀国際語学院 	東京都新宿区百人町 1-20-24 大洋ビル3F 03-5937-6837	株式会社育秀国際は、1988年より日本語学校としてスタートいたしました。中国・ベトナム・モンゴル・ネパール・バングラデシュ・ミャンマー・ウズベキスタン・タジキスタン他多国籍な学生を受け入れてまいりました。特に進学コースは、ベテラン教員の指導のもと進学希望者(大学院・大学・専門学校)のほとんどが希望通りに進学をしております。このことは、海外でも広く知れ渡っております。中国の本科生の就職と大専(3年大学)の就職にも指導対応しております。この度、一般コース(特定技能就職コース)を新たに設置し特定技能(14分野)に就職を希望する留学生を応援しています。 【2022年3月卒業者実績89名(大学院25名 大学29名 専門学校23名 就職11名)】
岡部コンサルタンツ 	千葉県佐倉市西志津 3-22-8 岡部行政書士事務所内 東京事務所:東京都千代田区神田錦町3-21 03-5647-7440	ヒトに注目して会社を考える経営コンサルタント(MBA、中小企業診断士)です。人口オーナス社会に生き残るためのハンズオン支援(面談などによる丁寧な支援)の一環として人材紹介業を始めます。多くの国から若者が、わが日本に憧れ日本を目指して入国します。しかしながら、多くの方が夢破れ帰国してしまう現実があります。本人にとってはもちろん、大学や専門学校など教育環境を提供した我が国や地域社会、雇用した企業にとっても大きな損失です。行政書士としての役割も含め、外国人材の紹介を中心に人に係るトータルサービスを提供します。どうぞよろしく願いいたします。
株式会社 ユニティマーケティング ソリューション 	千葉県銚子市新生町 2-2-10 0479-22-7950	弊社は、国内外の外国人特定技能人材を日本国内企業へご紹介することを主な事業としております。2013年より有料職業紹介を開始、2021年より登録支援機関として外国人支援に特化。紹介分野は介護を中心に、外食、飲食料品製造、農業、宿泊等で、取扱国籍としてはネパールをはじめインドネシア、ミャンマー、バングラデシュ等を対象としております。また、中小企業診断士常駐のもと、30有余年に渡るアジアでのビジネス経験に基づく各種コンサルティング業務も承っております。各種情報交換、提携のご相談等お気軽にお問合せくださいませ。どうぞよろしくお願い致します。

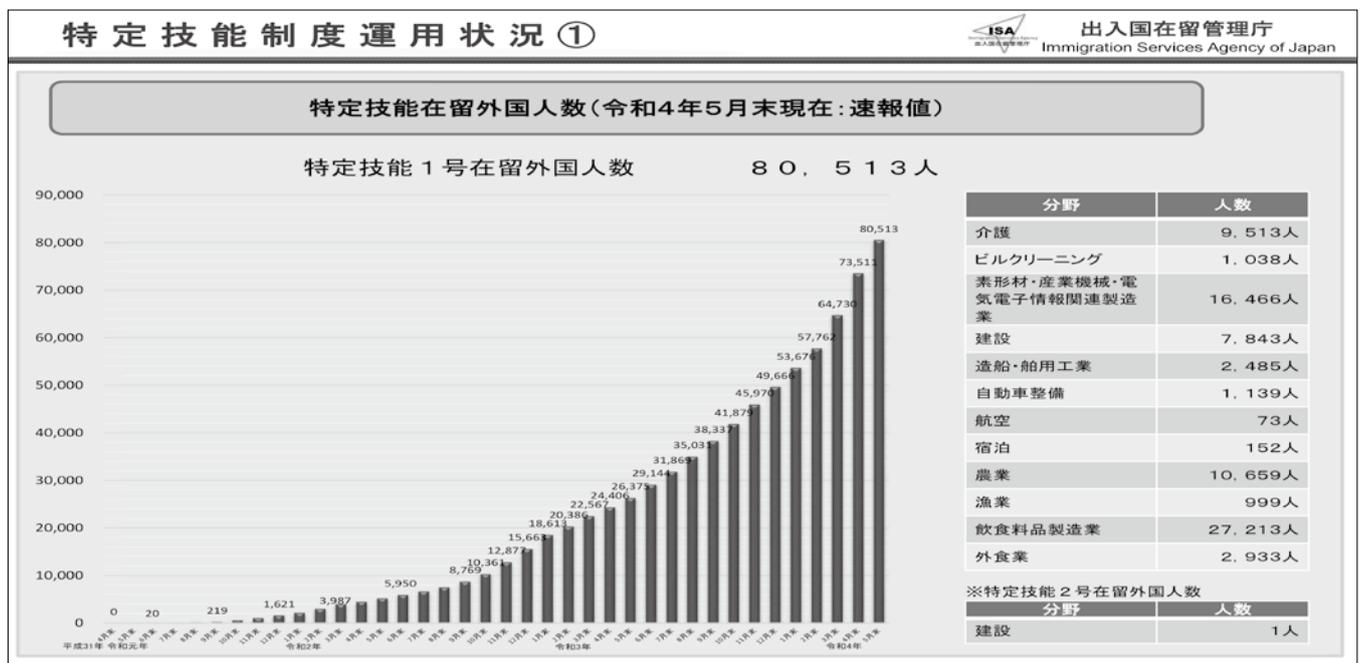
関東地区

	事業所名	住所	ごあいさつ
関東地区	株式会社 アシスタンス  Assistance	神奈川県鎌倉市岡本 1-3-28 カマクラ大船 コーポ104 0467-45-2221	弊社は、在宅介護・在宅医療のサービスを提供する企業です。このたび、介護関連の資格取得のためのケアスクールを開校いたしました。修了生の就職まで責任をもって対処しようと有料職業紹介も始めることとなりました。高齢化が進む日本で不足する介護職員を地域に供給していきたいと考えております。
	Spring 株式会社 	大阪府大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 29F1-1-1号室 06-4965-5706	1991年機械設計請負会社として誕生。2019年からベトナム人の派遣開始。6月より経営革新計画で承認された「外国人に特化した求人サイトJOB III(ジョブさん)」をリリースいたします。ベトナム求職者の借金問題や日本企業の紹介料を軽減できます。これからもベトナムとの緊密な友好関係を拡大していけるよう邁進して参ります。
関西地区	株式会社 サンビクリエーション ベトナム特化 人材紹介  KIZUNA.VN	兵庫県姫路市書写 802-14 079-267-9000	今年からベトナムエンジニアを主とした人材紹介事業を新たにスタート致しました。25年余り致しておりました求人広告事業で培ったノウハウと、親交を深めているベトナムエージェントと協力しながら、日本で加速する人材不足や働く意識の低迷等に貢献出来ればと思っております。新たな事業が日本の労働不足の補填ではなく、パートナーとして又、企業の一員として”絆”を深めることが会社の財力となると推進したく思っております。
	レイワークス株式会社  Ray-works	奈良県橿原市八木町 3-2-23 0744-21-7060	弊社は奈良県の橿原市に事務所を構え、「外国人求職者」に特化した職業紹介を運営しています。弊社役員には税理士や行政書士がおり、法的な問題があってもクリアすることができます。また専属の外国人スタッフがおり、文化の違いから起こるトラブル対応など迅速に対処できます。外国人労働者様及び受入企業様の幸せを最優先に考える健全な組織づくりを目指し、「人をつなぎ 仕事をつなぎ 世界をつなぐ」を経営理念にかかげ、地域貢献・社会貢献・国際貢献をミッションとしています。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住所	電話番号
株式会社EduWork	東京都目黒区中央町2-35-13東神レジデンス305	050-3708-7924

以下に、特定技能制度の直近の状況を掲載します。



●役員変更のお知らせ

定時社員総会で、次のとおり役員が退任、選任されました(敬称略)。なお、理事一覧はP.5のとおりです。

【退任理事】

飯田 信吾	公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 副会長
黒田 孝二(故)	公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会 前会長
渡辺 保	NPO法人全国ホテル&レストラン人材協会 理事
佐藤 昭彦	一般社団法人全国サービスクリエイター協会 前会長
高橋 満	緑富士株式会社 取締役会長

【新任理事】

茂木 芳枝	公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 副会長
小金井 敬	公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会 会長
澁谷 健	NPO法人全国ホテル&レストラン人材協会 会長
高田 雅通	一般社団法人全国サービスクリエイター協会 会長

●新執行体制のお知らせ

定時社員総会後の理事会で、会長、副会長及び専務理事が互選され、副会長には飯田信吾氏に代わって新しく小金井敬氏が選任されました。

〈再任〉 代表理事・会長	紀陸 孝	〈再任〉 代表理事・専務理事	上市 貞満
〈新任〉 代表理事・副会長	小金井 敬		

訃報

6月に当協会理事にご就任いただきました一般社団法人全国サービスクリエイター協会会長の高田雅通様(66歳)におかれましては、令和4年7月6日(水)にご逝去されました。高田様の民営職業紹介事業の発展に対する多大なご功績に深く感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

●今回の「夏号」より「ひと」は原則メール送信となりました。

前号でご案内しましたとおり、今回の「夏号」より「ひと」は原則メール送信となりました。なおメールアドレス未登録者の方および既に「郵送申込書」を提出された方にはこれまで通り印刷物で送付します。

編集 後記

6月15日の定時社員総会は、当協会としては初めてオンライン併用で開催いたしました。総会をもって5名の理事が退任されましたが、うち4名の方は「民紹協の財政健全化に向けての検討会」の委員として、報告書の取りまとめにご尽力をいただきました。改めてお礼申し上げます。新たに選任されました4名の理事の皆さまには、ご指導を賜りますようによろしくお願いいたします。

総会後の講演会では、早稲田大学の教授で、当協会の理事でもある武藤泰明先生に「仲よきことは美しきかな—財閥史にみる経営者の親睦」という演題でご講演をいただきました。

社長や会長は会社の中でいちばん偉い。日常的な相談相手ならいるでしょうが、困りごとの相談相手がいない。企業集団の中には、定期的に経営者が集まって親睦会を開催しているところがありますが、困ったときや頼みごとなど、いざというときに相談ができるには、普段から親睦を深め仲良くしていることが重要なのだそうです。

会員の皆さまも経験したことのないコロナ禍の中で、相談相手が欲しいと思われた方も多いのではないのでしょうか。今年は残念ながら総会後の懇親会は中止しましたが、仲よくする機会の提供や、当協会に気軽に相談していただく雰囲気づくりに努めてまいりたいと思います。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.184 夏号

令和4年7月22日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和4年7月～令和4年9月 お申込み受付中

当協会では、感染拡大を防止するため、今後の動向を注視するとともに、対策を講じながら講習を開催してまいります。詳しくは当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」をご覧ください。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和4年7月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和4年 7月27日	水	オンライン開催		60
〃 7月29日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 8月 2日	火	オンライン開催		60
〃 8月 5日	金	宮城県(仙台市)	仙台市中小企業活性化センター6F 「セミナールーム2-AB」	96
〃 8月 8日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 8月10日	水	オンライン開催		60
〃 8月17日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 8月19日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 8月22日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 8月24日	水	オンライン開催		60
〃 8月26日	金	熊本県(熊本市)	熊本城ホール 3F「大会議室 A1」	120
〃 8月30日	火	オンライン開催		60
〃 9月 6日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 9月 8日	木	オンライン開催		60
〃 9月12日	月	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサムルーム」	102
〃 9月14日	水	オンライン開催		60
〃 9月16日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 9月20日	火	神奈川県(横浜市)	神奈川産業振興センター 14F「多目的ホール」	80
〃 9月22日	木	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	88
〃 9月26日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/>の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス

PORTERS

PORTERS
HR-Business Cloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会
無料相談会の申込みはこちら：
<http://hrbc.porters.jp/event>

お問い合わせ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

